

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	6-1-1-(3)
事業名	農業委員会事業		

■基礎情報

目的	地域環境の質的な向上につながる農地の保全を目指すため、農地転用の適正審査、耕作放棄地の未然防止など、健全な農業委員会運営に対する支援に努める。	
事務内容	農業委員会が、以下に掲げる事務を適正且つ円滑に行うための支援 ・ 農業委員会総会運営 ・ 農地法関係許可・届出事務 ・ 農業者年金関係	・ 納税猶予関係事務 ・ 農地台帳の整備 ・ 遊休農地、違反転用パトロール ・ 農地の利用状況及び利用意向調査
現在における経過又は課題	課題としては、高齢化及び後継者不足により、農地所有者自らが耕作したり管理することが困難な状況であり、このままでは町内農地や農業が持続していかないため、最適化活動（農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進）に重点的に取り組む必要がある。	
令和6年度の目標又は改善策	課題に対する目標としては、農業委員会委員や農地利用最適化推進委員が行う農地パトロールの際、事務の効率化を図るために令和4年度に導入したタブレット端末を有効利用するとともに、町と連携し、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、農地の集積、遊休農地の解消や新規発生の抑制及び新規就農者の参入促進に向けて農業委員会が行う最適化活動を支援する。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第2節	産業・経済					
成果指標	/							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
	/							

■3年間の目標

目標	遊休農地の発生防止や農地の集約化による農地の適正化を進めることを目標とする。					
項目(単位)	R4実績	R5目標	R6目標	R7目標	R8目標	
/						

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	タブレット端末を活用した情報管理を行いつつ、町と連携し、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。
R8年度	タブレット端末を活用した情報管理を行いつつ、町と連携し、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。

■作業工程(当該年度)

月	作業内容
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業委員会が、以下に掲げる作業を適正且つ円滑に行うための支援 ・ 大口町農業委員会総会の開催
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会活動計画の策定(HPによる公表)(~5月)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金現況届の回収(年金受給者の現況チェック)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税猶予(税務署からの通知者)現地確認(事務局) ・ 農地パトロールの実施(委員、推進委員及び事務局)(~9月)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地台帳の郵送、回収及び整備
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地パトロール結果に係る農地適正化状況等の取りまとめ(~1月) ・ 委員会活動点検・評価(HP等による公表)
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法関係許可申請等に関する現地確認(委員、推進委員及び事務局) ・ 農地法関係許可申請等に関する事務 ・ 農地相談(権利移転・転用・相続・その他)事務 ・ 遊休農地に関する苦情対応・処理事務 ・ 農業委員会会議録事務

■ 目標又は改善策に対する取組内容

--

■ 評価

--

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	6-1-3-(3)
事業名	農業振興事業		

■基礎情報

目的	<p>農作物の品質向上に対する補助や経営所得安定対策を実施することにより、農業者の経済的安定を目指し生活を守る。</p> <p>農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、合理的かつ生産性の高い農業を展開するため、都市的土地需要との調整を図りながら計画的な土地利用を推進する。</p> <p>農業振興と農地における町民の理解、参加及び地産地消を推進する。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画策定に関する業務 ・ 農地中間管理事業に関する業務 ・ 農業の担い手に対する支援 ・ 有害鳥獣の捕獲駆除 ・ 生産調整に対する補助に関する業務 ・ 遊休農地パトロール ・ 利子補給等 ・ 猟友会(資格取得者)に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農振除外申出審査 ・ 農業振興地域整備計画の変更 ・ れんげまつり開催 ・ ふれあい農園の管理運営事務 ・ 農業塾運営方針の転換事務 ・ 農機具のレンタル事業 ・ 朝市会支援に関する事務 ・ 農業生産特産品に対する支援
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つ目の課題としては、農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和6年度末までに10年後を将来目標に掲げた地域計画を策定・公告しなければならないため、期限までに遅滞なく手続きする必要がある。 ・ 二つ目の課題としては、地産地消の促進や農業生産物を使った新たな特産品づくりを支援することで、新農業法人が安定経営できるよう連携するとともに、農業後継者の確保のため若い世代の農業参入を進める必要がある。 	
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つ目の課題に対する目標としては、令和5年度に作成した現況地図及び目標地図を踏まえ、県や農業委員会に意見を求めながら本町の地域性に合致した地域計画を策定し、期限までに公告する。 ・ 二つ目の課題に対する目標としては、町が出資した新農業法人や団体等と連携しながら、米粉を使ったパンや菓子、ブルーベリー等、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、特産品づくりの取組に対する支援策として創設した補助制度を有効に利用してもらえよう取り組む。また、新農業法人や団体等との連携の中で、将来農業を担ってもらおう若い世代を巻き込むような仕組みを検討していく。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第2節	産業・経済					
成果指標	担い手農家の経営農地面積							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
	179.0ha	180.0ha	172.8ha	169.3ha	168.1ha	175.0ha	180.0ha	190.0ha

■ 3年間の目標

目標						
項目(単位)	R4実績	R5目標	R6目標	R7目標	R8目標	

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・目標地図と地域計画に掲げた方針のもと、農地利用集積を一層推進する。 ・町が出資した農業法人等と連携し、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、更なる地産地消の推進に必要な農産物の特産品に対する支援策の活用により、農地の担い手として発展するよう支援する。
R8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・目標地図と地域計画に掲げた方針のもと、農地利用集積を一層推進する。 ・町が出資した農業法人等と連携し、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、更なる地産地消の推進に必要な農産物の特産品に対する支援策の活用により、農地の担い手として発展するよう支援する。

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用権設定事業事務 <p>※地域計画策定後は、農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画に移行する。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画策定に係る事務（～3月） ・ 転作確認（景観作物） ・ れんげまつり開催
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎） ・ 転作確認（水田確認）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興対策事業補助金（交付事務等）
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣事務（ワナ仕掛け、捕獲） ・ 農地中間管理事業（貸出農地と受け手のマッチング作業及び農地中間管理機構との協定に基づく事務手続き） ・ 遊休農地パトロール ・ ふれあい農園入退園等手続き事務 ・ 農産物特産品づくりに対する取組への支援 ・ 農業塾の企画運営事務

■目標又は改善策に対する取組内容

■評価

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	7-1-2-(4)
事業名	観光振興事業		

■基礎情報

目的	桜が咲く時期に多くの人を訪れる五条川において、快く桜並木を鑑賞できる環境を整える。また、観光資源として広く周知する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・桜まつり関係業務・五条川遊覧船事業に関する業務・薪能に関する業務・その他、観光全般に関する事務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・一つ目の課題としては、毎年、五条川の桜並木は地元住民から愛され観賞していただいているが、桜の観光名所としてはまだまだ他に知られていないのが現状である。・二つ目の課題としては、令和6年度から観光振興事業として実施する五条川遊覧船事業と薪能公演を桜まつりの開催時期に合わせて行う計画であるため、従来の桜まつりの取組に合わせ、当該新規事業を円滑に運営する必要がある。
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・一つ目の課題に対する目標としては、より多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所として、五条川の桜並木を一層PRするため、令和4年度に実施したムービングライトの照明演出を充実させるとともに、近隣農地約60アールを桜まつり景観形成拠点と位置付け、写真撮影スポットとして菜の花を咲かせ、ライトアップ演出をすることで、更なる誘客に取り組む。・二つ目の課題に対する目標としては、ライトアップの取組と調整しながら、令和4年度から継続実施している五条川遊覧船事業と令和5年度に実施した薪能公演が滞りなく実施できるよう、関係機関や団体と連携を密にしながら取り組む。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第3節	情報発信・共有					
成果指標	/							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
	/							

■ 3年間の目標

目標	桜まつりにおけるムービングライトの照明演出と桜まつり景観形成拠点を充実するとともに、五条川遊覧船事業と薪能を安全かつ滞りなく実施しながら、より多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所にする。					
項目(単位)	R4実績	R5目標	R6目標	R7目標	R8目標	
/						

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・桜まつりにおけるムービングライトの照明演出や桜まつり景観形成拠点の点検評価を行った上で、更なる充実を図るための計画変更等の検討を行う。また、更なる誘客のため、賑わい創出事業と連携しながら設置された飲食店ブースで、特産品の販売にも取り組む。 ・五条川遊覧船事業と薪能公演が安全かつ滞りなく実施する。
R8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・桜まつりにおけるムービングライトの照明演出や桜まつり景観形成拠点の点検評価を行った上で、更なる充実を図るための計画変更等の検討を行う。また、更なる誘客のため、賑わい創出事業と連携しながら設置された飲食店ブースで、特産品の販売にも取り組む。 ・五条川遊覧船事業と薪能公演が安全かつ滞りなく実施する。

■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4	・小型船舶第一種中間検査の受検（～10月）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・桜まつりの開催（～翌年度4月） ・五条川遊覧船事業の実施 ・薪能公演
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・桜まつり開催に向けた準備 ※ライトアップ、景観形成拠点の管理、五条川遊覧船事業及び薪能公演の業務委託の調整を行う。

■ 目標又は改善策に対する取組内容

--

■ 評価

--

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-1-(3)
事業名	都市計画推進事業		

■基礎情報

目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none">都市計画マスタープランの策定・見直し都市計画審議会の運営都市計画基礎調査の実施都市計画基本図の作成、修正生産緑地関係事務	<ul style="list-style-type: none">都市計画関連協議会事務国土利用計画法に基づく届出事務測量法に基づく公共基準点管理その他都市計画推進に関する事務
現在における経過又は課題	課題としては、本町の約23%が市街化区域、残り約77%が市街化調整区域であり、住宅を建てられるエリアが限られている現状があるため、まちの将来を見据え、新たなエリアでも住宅が建てられるような土地利用計画を検討する必要がある。	
令和6年度の目標又は改善策	課題に対する目標としては、令和5年度に実施した地域住民や土地所有者の意向調査の結果を踏まえ、住宅を建てることのできるエリアを新たに設定する手法を調査研究しながら土地利用計画の方針を検討する。	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する					
	基本政策	第2節	生活基盤					
成果指標	市街化区域内の低・未利用地面積割合							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
	2.20%	1.80%	—	—	—	—	—	1.50%

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造					
	基本政策	第2節	生活基盤					
成果指標	地籍調査の進捗率							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
	97.70%		99.00%	—	—	—	—	99.00%

■ 3年間の目標

目標						
項目(単位)	R4実績	R5目標	R6目標	R7目標	R8目標	

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	まちの将来を見据え、新たなエリアでも住宅が建てられるような土地利用計画の見直しを進めるため、関係機関と調整しながら計画見直しのための事務手続きを適正かつ円滑に行っていく。
R8年度	まちの将来を見据え、新たなエリアでも住宅が建てられるような土地利用計画の見直しを進めるため、関係機関と調整しながら計画見直しのための事務手続きを適正かつ円滑に行っていく。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4	・ 都市計画基礎調査 業務委託発注
12	・ 令和5年度に実施した小口線沿線の地域住民及び土地所有者の意向調査結果の検証
1	・ 都市計画基礎調査 完了
1	・ 都市計画基礎調査 県報告
随時	・ 尾張都市計画生産緑地地区の変更(大口町決定)事務 ・ 都市計画審議会の開催・運営 ・ 小口線沿線の地域住民や土地所有者の意向調査結果を踏まえた土地利用方針の決定 ・ 都市計画の変更等の事務手続き ・ 生産緑地買取申出の事務手続き

■ 目標又は改善策に対する取組内容

--

■ 評価

--

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-6-(3)
事業名	シティプロモーション事業		

■基礎情報

目的	<p>持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。</p>		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの魅力を発見する事業に係る事務 ・まちの魅力を発信する事業に係る事務 ・まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす事業に係る事務 ・企業とまち・人をつなぐ事業に係る事務 		<ul style="list-style-type: none"> ・ゆかりのある人とつながる事業に係る事務 ・受け入れる環境を整える事業に係る事務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の課題としては、令和5年度から第3期アクションプラン「大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション」が始まったため、アクション13からアクション17に掲げた計画を具体化して、目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。 ・二つ目の課題としては、大口町プロモーション戦略の目的である人口構成バランスの良いまちの実現を目指し、子育て世代をはじめとした若い世代の移住定住を進めるため、大口町に所縁のある人を呼び込む一つのきっかけとして実施している移住・定住支援補助金制度の更なる利用を推進する必要がある。 		
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の課題に対する目標としては、第1期、第2期アクションプランの継続事業を実施しながら、プロモーションの最終目的である本町に所縁ある若い世代の移住・定住者が増えるように第3期アクションプランのアクション13からアクション17に掲げた計画を具体化し、まずは一つひとつすぐにでも着手できる事業を実施していき、おおぐち宣伝部やNPO法人まちねっと大口とともに計画的に取り組んでいく。その中でも、現在計画中の、町の名所をめぐるスタンプラリーについては、従来の名所に加えて、農政グループにおいて取り組んでいる農業振興対策事業（景観作物等の育成促進）を活用し、休耕田で花を育てている箇所も当該スポットに加えられるようにする。 ・二つ目の課題に対する目標としては、令和5年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、移住・定住支援補助金制度の有効なPR方法として、SNS等を使ったPRを重点的に取り組んでいく。 		

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第3節	情報発信・共有					
成果指標	町ホームページによる情報提供への満足度							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
	62.2%	64.3%	—	—	—	—	—	70.0%

■ 3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> 大口町にゆかりのある人に情報が伝わっている。 大口町へのUターン者、定住する若者が増えている。 				
項目(単位)	R4実績	R5目標	R6目標	R7目標	R8目標
同居支援補助金及び近居補助金の利用者	3	10	10	10	10
在勤者定住支援補助金の利用者	5	14	14	14	14

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	第3期の3年目 <ul style="list-style-type: none"> ● 大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション ・ アクションプランの進捗管理 ・ 受け入れる環境を整える ・ プロモーション総括
R8年度	

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちの魅力発信協働委託
4	「おおぐち宣伝部」との定例会議(月1回程度)を行いながら、第1期、第2期アクションプランの継続事業を実施する。(～3月)
6	「おおぐち宣伝部」との定例会議(月1回程度)を行いながら、第3期アクションプランの2年目として事業を実施する。(～3月)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金助桜まつりにてPR ・ れんげまつりにてPR
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいまつりにてPR
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人式にてPR
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の授業に合わせたPR ・ 社長さんリレーインタビュー(6回程度) ・ 魅力発見ツアーの企画・実施(2回程度) ・ まちの魅力Webページ更新 ・ 企業との連携イベント ・ スタンプラリーの準備及び実施

■ 目標又は改善策に対する取組内容

--

■ 評価

--

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-7-(3)
事業名	住環境整備事業		

■基礎情報

目的	<p>大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。</p> <p>また、家屋の所有者に対し、空家が地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家の発生予防及び空家の適正管理についての啓発を図ることを目的とする。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震改修及び減災化促進業務 ・建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家対策業務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の課題としては、木造住宅の耐震改修や除却補助制度の利用が少ない現状はあるが、まずは、町内の緊急輸送道路や避難路等の地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち、耐震性が確認できていない建築物の所有者に補助制度等を知っていただき、速やかに対策を講じていただけるよう周知啓発する必要がある。 ・二つ目の課題としては、空き家活用や危険空き家除却補助制度の利用が少なく空き家対策が進まない中で、地域住民等から庭木・雑草の繁茂や家屋破損による飛散の恐れなどの苦情や相談が寄せられている。そうした空き家については、台風等の災害時に周辺住民に悪影響を及ぼす恐れが大きいため、補助制度を利用してもらい所有者の責任をもって対策を講じていただく必要がある。また、高齢化や核家族化が進む中で、将来自宅が空き家にならないよう所有者に意識付けをしていく必要がある 	
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の課題に対する目標としては、町内の緊急輸送道路や避難路等の地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性が確認できていない建築物のうち、木造住宅の所有者に対し、まずは耐震診断を実施していただけるよう働き掛け、耐震改修又は除却につながるよう取り組む。 ・一つ目の課題に対する目標としては、令和5年度から新たに取り組んでいる公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会による無料相談を継続し、空き家所有者の個別相談内容に応じたアドバイスにより、空き家の適正管理や空き家改修、危険空き家の除却へと導く。その他、台風時期の前には、引き続き台帳管理する空き家と思われる建築物の所有者宛てにDMを送り、周辺における被害の未然防止に努めるとともに、福祉部局とも連携しながら老人クラブなどの団体が集う場に出向き、将来自宅が空家にならないよう生前元気なうちから子や孫と話し合ってもらよう周知啓発し、空き家の新規発生を抑制する。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する					
	基本政策	第2節	生活基盤					
成果指標	住宅の耐震化率							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
	77.0%	87.0%	—	—	—	—	—	95.0%

■ 3年間の目標

目標						
	項 目 (単位)	R4実績	R5目標	R6目標	R7目標	R8目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・1件でも多くの方が利用してもらえるよう、耐震改修等の補助制度、空家改修等の補助制度を周知啓発する。 ・空家の新規発生を抑制するため、福祉部局とも連携しながら空家対策等の周知啓発が最も有効と考えられる方々が集まる機会を捉え、そうした場に出向きPRしていく。
R8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・1件でも多くの方が利用してもらえるよう、耐震改修等の補助制度、空家改修等の補助制度を周知啓発する。 ・空家の新規発生を抑制するため、福祉部局とも連携しながら空家対策等の周知啓発が最も有効と考えられる方々が集まる機会を捉え、そうした場に出向きPRしていく。

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等調査業務（～3月）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に耐震診断を受けた所有者に対し、耐震改修等補助制度の案内送付。 ・ 広報掲載（耐震関連補助制度・空家対策関連制度）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに空家と判断できる物件所有者への意向調査（補助制度案内含む）を送付。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月空家意向調査の結果を受け、個別相談等の実施。 ・ 台風被害対策に係るDM送付。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道閉栓及び1年以上未使用物件調査（丹羽広域事務組合水道部依頼）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等対策協議会の開催（年1回程度）
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料空家相談（年4回） ・ 空家現地確認（個別） ・ 空家適正管理依頼

■ 目標又は改善策に対する取組内容

--

■ 評価

--